

商店等新業種等転換支援事業

市内の店舗改修費用を一部補助します！

募集要項

対象事業者・要件

以下のすべての項目を満たす必要があります

- (1) 現に営業を行っている代表者又は行おうとする代表者 個人の場合は市内在住に限る。
- (2) 現用店舗(現在営業中の業種の開始から1年以上継続しているもの)又は空き店舗(過去に営業していた店舗で、現在営業が行われていないもの)の所有者でない場合、当該店舗の所有者から改修工事の承諾を受けられる人
- (3) 営業において、関係法令に違反していない人
- (4) 市税等に未納がない人
- (5) 小売業、飲食業又はサービス業(一部対象外業種あり)を営んでいる人
- (6) 申請時から過去5年間に本補助金により同一の目的の補助事業の交付を受けていない人
- (7) 交付決定前に改修工事に着手していないこと
- (8) 国、県、市等で実施している他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと
- (9) 同一の建物に住居部分と店舗部分を有する併用住宅の場合、店舗部分が明確に分離されていること

以下の事業等の営業は補助対象外となります。

〔業種〕風俗営業の許可を受けた事業、大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗)に係る事業、フランチャイズチェーン事業の直営店

補助対象事業

以下のすべての項目を満たす必要があります



- (1) 現用店舗(現在営業中の業種の開始から1年以上継続しているもの)又は空き店舗(過去に営業していた店舗で、現在営業が行われていないもの)に対するものであること いずれも自己所有、賃借は問わない
- (2) 市内に本店を有する施工業者(申請者の親族(3親等以内)でない者に限る)による改修工事であること 当該施工業者から市外の業者への再委託は可能
- (3) 社会的課題に対応する工事であること

社会的課題	具体例
エネルギー利用の高度化	電気のLED化工事、ガス・水道の省エネ化工事、ソーラーパネルの設置工事等
子育て支援	スロープ取付工事、おむつ交換スペース設置工事等
高齢者・障害者支援	手すりの設置工事、段差を無くす等のバリアフリー化工事等
コミュニティの創出	無償で利用できる休憩スペースの設置工事、利用者が地域の情報等を掲載できる掲示板の設置工事等
感染症対策	換気扇設置工事(入れ替えを除く)、テイクアウトカウンター設置工事等

賃借料にかかる補助は終了しました。

受付期間

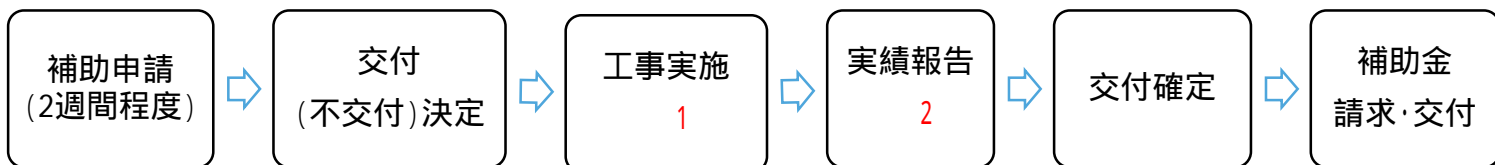
2026年4月1日(水)～ 予算の範囲内で申込順
申請をご検討の際は、お早めに経済戦略室までお問い合わせください。

補助金額

1,000円未満の端数は
切り捨て

補助対象経費(税抜)	補助率・上限額	
社会的課題に対応する改修工事	補助率	1 / 2
	上限額	50万円

申請の流れ



- 必ず事前に補助申請をしてください。
補助申請前に工事に着手している場合は、補助対象外となります。
- 年度内に工事及び支払が完了する必要があります。

提出書類

指定様式はホームページからダウンロードできます

交付申請時

交付申請書類(指定様式)【1.申請書 2.申請額内訳調書 3.事業計画調査票】
完納証明書 市収納推進課発行、申請時点で発行後3ヶ月以内のもの。戸田市発行のものに限る。
見積書の写し(市内本店の施工業者からのもの)
改修予定箇所図面(書式自由)
店舗内及び店舗外観の写真(改修工事前の状況が分かるもの)
店舗の所有者が確認できる書類 例:登記簿謄本、固定資産税納税通知書の写し、賃貸借契約書の写し等
共同所有者からの同意書(物件が共同所有の場合)
物件所有者からの改修工事の承諾書(自己所有物件でない場合)

以下、対象者のみ

【法人の場合】 発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書

【個人の場合】 発行後3ヶ月以内の住民票の写し
営業許可証、開業届等の営業実態の分かる書類の写し

実績報告時

実績報告書類(指定様式)【1.実績報告書 2.内訳調書】
補助対象事業の経費に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
店舗内及び店舗外観の写真(改修工事の後の状況が分かるもの)

お問い合わせ 戸田市 経済戦略室 産業支援担当
TEL 048-441-1800 (内線398)
Eメール keizai@city.toda.saitama.jp

詳細は必ずホームページをご覧ください!

戸田市 商店 補助金

ホームページ▶

